

自由と人権 通信

liberty&human rights NEWS

NO.15 (2022.2.25)

編集・発行:「自由と人権」(090-1884-5757) 榎本

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① 高田渡「自衛隊に入ろう」 P1
- ② 加川良「教訓Ⅰ」 P2
- ③ 反戦・反軍・反核 P2~3
- ④ 役所・議会・裁判 P4~8
- ⑤ 最終準備書面から P8~10
- ⑥ 本の紹介コーナー・いいたい ほーだい P11・12

自衛隊に入ろう

高田渡

みなさん方の中に
自衛隊に入りたい人はいませんか
ひとはたあげたい人はいませんか
自衛隊じゃ 人材もとめてます

自衛隊に入ろう 入ろう 入ろう
自衛隊に入れば この世は天国<
男の中の男はみんな
自衛隊に入って 花と散る

スポーツをやりたい人いたら
いつでも 自衛隊におこし下さい
槍でも鉄砲でも 何でもありますよ
とにかく 体が資本です

自衛隊に入ろう 入ろう 入ろう
自衛隊に入れば この世は天国
男の中の男はみんな
自衛隊に入って 花と散る

鉄砲や戦車や 飛行機に
興味をもっている方は
いつでも自衛隊におこし下さい
手とり 足とり おしえます

自衛隊に入ろう 入ろう 入ろう
自衛隊に入れば この世は天国
男の中の男はみんな
自衛隊に入って 花と散る

日本の平和を守るためにゃ
鉄砲やロケットがいりますよ
アメリカさんにも手伝ってもらい
悪い ソ連や中国をやっつけましょう

自衛隊に入ろう 入ろう 入ろう
自衛隊に入れば この世は天国
男の中の男はみんな
自衛隊に入って 花と散る

自衛隊じゃ 人材もとめてます
年齢 学歴はといません
祖国のためなら どこまでも
素直な人をもとめます

自衛隊に入ろう 入ろう 入ろう
自衛隊に入れば この世は天国
男の中の男はみんな
自衛隊に入って 花と散る



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は上記までご連絡ください。

ご自由に
お持ちください

今どき表紙の歌を見て、「自衛隊に入隊を勧める歌だ！」などと本気になって怒る人はいないだろう。しかし発表当時は、いわゆる「革新系」の人たちから強い拒否反応がでたり、反対に自衛隊員の勧誘を進めていた当局から宣伝に使えないかと打診があったりしたようだ。

高田渡の表現手法が「逆説」だとすれば、これとは正反対に、開き直って反戦を主張した歌もあった。加川良の「教訓Ⅰ」である。どちらも 1960 年代末から 70 年代にかけて広がった、反戦フォークに属するものだ。

教訓Ⅰ

加川良

命はひとつ 人生は 1 回
だから 命をすてないようにね
あわてると つい フラフラと
お国のためなのと 言われるとね
青くなって しりごみなさい
にげなさい かくれなさい

お国は俺達 死んだとて
ずっと後まで 残りますよね
失礼しましたで 終るだけ
命の スペアは ありませんよ
青くなって しりごみなさい
にげなさい かくれなさい

命をすてて 男になれと
言われた時には ふるえましょうよね
そうよ 私しゃ 女で結構
女のくさったので かまいませんよ
青くなって しりごみなさい
にげなさい かくれなさい

死んで神様と 言われるよりも
生きてバカだと いわれましょうよね
きれいごと ならべられた時も
この命を すてないようにね
青くなって しりごみなさい
にげなさい かくれなさい



反戦・反軍・反核

2022 年度の日本の軍事（防衛）予算 5 兆 4005 億円は、22 年度の補正予算を加えると 6 兆円超となった。防衛費の上限としてきた国内総生産（GDP）の 1 %を超えた（ロイター 2021.12.24）。

これを日本の総人口 1 億 2545 万人で割ると 49,000 円以上というとんでもない額だ。家族 4 人なら 20 万円近くになる。これをすべて教育費や社会保障費に回せたら、どれだけ人民が潤うことか。

膨れ上がった軍事費で、沖縄を中心とする南西諸島に軍事増強を進めている。そのうえ、相手国の基地にミサイルを撃ち込むなどという物騒な姿勢も示し、隣国を威嚇している。どこにそんな差し迫った状況

があるというのか。煽るだけ煽り、現地の人々を危険にさらしている。

危機を煽っているのは誰だ。危機を煽ることで得をする奴がいる。戦争になればもっと利益が舞い込むと舌なめずりしている奴らがいる。混乱に追い込まれ、傷つき、殺されるのはいつも人民の側だ。戦争だけではない。原発事故でも、公害でも、いつも同じだった。

二度と戦争をしないと誓ったのが、たかだか 75 年前。軍備拡張にはこれでいいという上限はない。軍拡競争は、相手を上回る攻撃能力を互いに競い合うチキンレースだ。

「核戦争に勝者は存在しない」は自明だが、通常兵器の軍拡競争にだって勝者は存在しない。だったら初めから軍事力などに頼らず、日頃から外交で争いが起こらないように努めることの方が、どれだけ賢明で、生産的なことか。誰にでもわかる理屈だが、非武装中立を掲げる政治勢力は日本ではほとんど見られない。現実的でないといい、理想論だと言う。しかし考え方を変えれば、核兵器を含む軍拡こそ現実的ではなく、危険思想でしかない。

もし攻め込まれたら、ミサイルを撃ち込まれたらどうする、というのが非武装反対論者の言い分だ。本気でそんな心配をするのだったら、今すぐ稼働中の原発 10 基を止め、原発全てを廃炉にする。そしてアメリカ軍と自衛隊の基地を一日も早く撤廃するべきだ。基地が真っ先に狙われるということは、先の大戦で身にしみてわかったことではないか。同じように、原発が標的となることは火を見るよりも明らかなことだ。

残念ながら、わが国ではこれと正反対のことが行われている。そして、それを批判する人々の声は主流とはなっていない。黙っていることは国の軍備拡大政策を認めていることになる。朝鮮半島であろうと、西南諸島であろうと、台湾海峡であろうと、火を噴いたら誰にも止められない。

わが国の政権は、アメリカの世界戦略を無批判に受け入れ、軍備拡張を押し進め、ひいては朝鮮半島や台湾海峡の緊張を高め、さらなる海外派兵を狙っている。そのための障害となる憲法の破壊的改造を目標にし、あわよくば核兵器も所持しようと考え、そのためにも原発推進は手放せない。さらに天皇の元首化まで目論見、超右翼的な政治支配を画策している。日本と世界の平和を求める声とは、正反対の方向に進んでいると言わざるを得ない。



ウクライナで軍事的な緊張が高まり、戦争を煽っているような勢力が双方に存在する。軍事力を競うだけでは解決に至らないばかりか、ひとつ間違えば人類の滅亡にも繋がりがかねない。

軍事的な緊張をなくすためには、ウクライナは北大西洋条約機構（NATO）という軍事同盟に加盟すべきではない。どの軍事同盟にも参加せず、集団安全保障にも加わらず、非同盟主義に徹し、永世中立を宣言するのが最も現実的で、平和を維持するために必要な選択である。

朝鮮半島でも台湾海峡でも同じことが言えよう。どちらのブロックにも加わらず、武器をもって立ち上がるのではなく、武器を置いてこそ平和への道は開かれる。

そこに住み、生活している人たちは、誰ひとりとして戦争など臨んではいけないはずだ。戦争につながるあらゆるたくらみを、いまこそ断ち切ろう。

役所・議会・裁判

―陳情不上程告発裁判・最終口頭弁論を控えて―



I. 東大和市役所窓口の対応をめぐって

【証拠集め】

「東大和市子ども・子育て憲章」制定の見直しを求める陳情が、「議長預かり」(議会で諮ることをせず、市議会議員にコピーを渡すだけで、実質的には無視と同様の扱いを受ける)とされたことをめぐって、東大和市議会(名目的には東大和市長)を被告として、2年前の12月、損害賠償請求訴訟(これを「陳情不上程告発裁判」と呼んでいる)を起こした。カネはないが時間はあるので、本人訴訟である。

この訴訟をめぐって、これまでも数々の報告をしてきた。この通信自体が、その報告のためもあって発行し始めたものである。

陳情不上程告発裁判の第1回口頭弁論から約1年、これまで証拠や参考になる資料を得るために、市役所(おもに議会事務局)に何度も出向いた。

資料は、図書館や市役所3階の文書課で一般公開されているものもあれば、事務局で直接閲覧したり、情報公開請求をして出してもらったりと、内容的にはさまざまだ。情報公開請求をするのは、職員に調査や記載をお願いするようなものに限られる。これまで職は嫌な顔一つせず、そのたびにに応じてくれた。

しかし、今回は少し事情が違った。

目的は、2019年8月29日の「議会運営委員会記録」だった。議会事務局では唐突にも、情報公開請求をしてくれと言う。情報公開請求を正式にすると、請求から最公開まで最長2週間かかる。急がなかったし、大した手間ではなかったので、いったんは了承したものの、どうもスッキリしない。筋が通らない扱いをされているような違和感がある。

担当者に、今回はなぜ見せてくれないのかと問い詰める。事務局長も出てきて、「それが正式なやり方だから……」とかなんとかオッシャル。

冗談じゃない、特に職員に手間をかけるようなものではなく、そこに記録がそこにあるのになぜ見せられない。市民にはもっと積極的に、例えばネットなんかで公開すべきものだ。げんに東京都や他市ではすでに実施している。それをなぜ情報公開の手続きが必要だなどと言うのか。ネット上に公開すべしという陳情などが出される前に、役所みずからが主体的にそうするのが筋ではないか、と食い下がる。

そもそも誰がそんなこと決めたのかと聞くと、「担当者間で話し合って……」とか何とか言う。

どうもおかしい、これまで何度も資料請求してきたのを、「誰か」が見とがめて、職員を動かしたのではないかと、疑り深い人間でなくとも勘繰りたくなるだろう。

【舞台裏の人影】

これまで、陳情不上程告発裁判で24件の証拠を裁判所に提出している。こちらの手元に送られてきた市議会からの通知もあれば、ネット検索してプリントアウトしたもの、自分自身で作成したチラシなど多種多様だ。

いっぽう、総務部文書課情報公開係を通して、東大和市議会事務局あてで情報公開請求したものが6件、そのうち裁判の証拠として使ったものが5件。他に直接議事録を見せてもらい(そのほとんどは議

議会議録)、写真撮影したものもある。

先にも述べたが、情報公開請求したものは、職員に調べてもらうなど、手を煩わせるようなものがほとんどだ。

情報公開請求書を出せば、事務的な作業は全て議会事務局職員が務めることになるが、最終的には市議会議長の決裁が必要になり、ハンコをもらいに行かねばならない。

すなわち議長は、私の出した請求をすべて認識していることになる。情報公開請求以外にも、市民、それも市を訴えている原告の市民が、手続きなしで議運の会議録を見ていることを知ったらどうか。事務局職員に何らかの影響力がある人物が、担当者に働きかける可能性、または、直接的な働きかけがないまでも、担当者みずからが忖度する可能性はないか。

知性があり、抑制のきく人ならば話は別だが、現状はいささか心もとない。

【誰のための仕事か】

結局は 3 階の文書課に行き、またひと騒動。記録をネット公開してないばかりか、積極的には出さないようにしている。こちらが裁判の原告で、被告となっているのが市議会だから出し渋るのだとすれば問題だと、抗議する。同行してきた議会事務局の職員と情報公開の担当者と話し合ってもらい、結局「おっしゃることはもっとも」ということで、その場で公開となった。

裁判が絡まないにしても、こんなことは市役所窓口でよく経験する。中央公民館長によるチラシ配置拒否事件がそのいい例だ。

官僚のトップだか、政権政党だかに気を遣って、すすんでガードを固めるなどは国のレベルではよく聞く話だが、それと同じことが地方自治体にも浸透しているのか。たしかに職員も、市議会では答弁に立つ

ような地位に着くと、危なげない道を行こうとするから、ますます警戒感が高くなる。それがまた部下の窓口担当者に反映することとなる。

職員のすべてがそうではないのだろうが、市民の権利と利益に気を配らないで、上司やトップに配慮して仕事をしているように見える例が少なくない。いったい誰のために仕事をしているのかと思わせる事例に遭遇することは結構ある。

今回は窓口でのやり取りで道理が通ったが、いつもこうだとは限らない。市民も出るところに出て、きちんとした対応を求めることも必要だ。



Ⅱ. 陳情不上程告発裁判をめぐる

【争点 1—東大和市議会会議規則 130 条ただし書き】

受付窓口での事件は、元はといえば、今取り組んでいる裁判で争点となっている、東大和市議会会議規則第 130 条 1 項「ただし書き」が何を意味するかということの調査で起きたことだ。議会運営委員会ではこれをどのように認識し、どのような扱いをしてきたかに関心があつた。

会議規則第 130 条は次のようになっている。「議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は、議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」この「この限りでない」というただし書きが何を意味するのかということだ。

裁判で被告（東大和市議会）代理人は、これが「議長預かり」の根拠だと主張する。つまり、委員会付託をしないことが、上程（「市議会本会議で審査すること」）をしないことだという。議運でも、市議会議員もほぼそのように認識していた可能性がある。

しかし、文献を調べてみたら、どうもそうではないことが分かった。

中島正郎 著『最新会議規則・委員会条例・傍聴規則逐条解説』には次のように記されている。

「市の場合議長がただし書きによって付託する必要がないと認めるときには、本会議で審議することとしている。」（767 頁 下線筆者）

また、西村弘一 著『地方議会一会議の理論と実際』では、「すでに請願の趣旨が実現されているものまたは審議に急を要するもの等については、特例として委員会の審査を省略することが認められている（中略）。この場合は、議会の会議で直接請願の審議を行い採択、不採択を決定することになる。」（510 頁 下線筆者）とある。

つまり、130 条ただし書きは、直接本会議で審査することを指していると読める。

とすれば、2020 年に提出した「東大和市子ども・子育て憲章」制定の見直しを求める陳情が「議長預かり」とされたことは、違法の可能性が出てくる。

【争点 2—東大和市議会会議規則 134 条】

さらに、「東大和市子ども・子育て憲章」制定の見直しを求める陳情が、請願ではないことを理由に、被告代理人は、同陳情は法的に保護されないと主張する。その根拠を請願法や地方自治法に求めている。また、これまでの判例にもそのようなものがある。

しかし個別具体的な事案を詳細にみていけば、全てにおいてそのような解釈が成り立つわけではない。陳情には法的権利が認められないとするのが一般的評価だとするには、議論の余地があるということだ。

確かに、地方自治体によっては、陳情は法的保護を受けないと説明しているところもある。しかし反対に、請願と適合する陳情は、請願と同じように扱うとしている自治体も少なくない。

東大和市の場合、130 条は「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」と書かれている。つまり、請願に適合する陳情は請願と同じように扱わなければならない、としているのである。ちなみに東大和市議会では、全ての請願は本会議で審査されている。とすれば、請願に適合する陳情も同じでなければならない。

当該陳情が、形式的にも内容的にも請願に適合していることを原告であるは主張し、被告代理人もそれを認めている。であれば、同陳情が「議長預かり」にされるいわれはない。

ここでもその傍証として、橋本健司・鵜沼信二著『実務必携 地方議会・議員の手引き』から、次の引用をあげておこう。

「ただし、受理した陳情について、議長が必要と認めるもの（県会規 93、町会規 95）及びその内容が請願に適合するもの（市会規 145）以外のものについては、請願と異なる処理が可能です。」（168 頁 河川・傍点は筆者）

2 つの争点については以上のとおりだが、これを裁判所がどう判断するかは、未知数である。



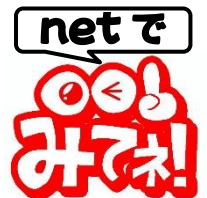
Ⅲ. お粗末なオマケ

前記議運記録に関しては、130 条関係のやり取りは無く、新たな発見はなかった。しかし、我々の提

出した陳情が、先例とは異なった処理をされていたという事実は証明できたと考えている。詳述は割愛するが、それなりの成果はあったわけだ。

これに加えて、悲しい、というか情けないというか、恥ずかしいというか、見方によっては面白くもあるものを発見してしまった。

今後の議会改革に少しは役立つと思うので、あえて紹介することにしたい。と、いったんは会派と議員名をイニシャルにして、臨場感あふれるように書き始めたのだが、見る人が見れば誰かはすぐに分かってしまう。もし分かったとしても何の問題もないのだが、今回は文字に起こすことはやめ、「あらすじ」だけを記すことにする。「全編」をご覧になりたい方は、「自由と人権」HPに当日の会議録を(無修正で)アップしたのでそちらを見てほしい。



その顛末は議運開会直後、議運委員長、副委員長の報告の後に起こった。

本会議での一般質問初日の発言の順番をめぐる、3名の議員で揉めているのだ。といっても3名とも議運の委員ではないので、同じ会派の別の議員(※1)による代理戦争のような様相になっている。以下のごとくの「質の高い」議論がなされていた。

なぜ(議会に)一番早く来たのに、発言の順序が1番ではないのか、とか、私は5時(もちろん朝の)に来て8時半まで待っていた、とか、早い者勝ちは来庁の順なのか、事務局での受付順なのか分からないのでルールを作れ、とか、誰々さんは5時10分に来ていたことがある、とか、じゃんけんで決めたら早く来た人のせっかくの気持ちが活かされない、とか、ルールを決めようっていても決めようがない、とか(※2)、こんなことをテーマに会議録にして2頁、時間にすればおそらく15分から20分ぐらい延々とやっている。



事務局員は一般質問の順番を受け付ける側だから当事者であり、議員の質問に大真面目に答えなければならない。事務局員も大変だ。なにより議員が5時頃からきて待っているとあっては、事務局員も業務開始時間までに来ればいいというわけにはいかないだろう。実際、事務局員は7時半に来たという(本来そんな必要はないのだが)。

そもそも、会議初日の一般質問の順番がそんなに大切なものなのか理解に苦しむ。それでどれほど自分のステータスが上がるというのか。問題なのは質問のなかみだろう。議員が市職員の勤務時間も考慮せず、自分が眼立ちたいだけの理由で、こんなくだらない論議を続けている。

こんなことをあえてお披露目するのは、議会や議員を笑いものにするためではない。市民自身が議会運営に関心を示さないことも、その背景の一因ではあると思うからだ。(自戒することも忘れてはならないが、)議会内のこんな現実を奮起して(面白がってでもいいから)、少しは関心を持ってもらえればと思う。

※1 東大和市議会議員の会派構成については、議会外から見ていると、不可解なことが多い。とりわけ自由民主党の所属議員についてはそのことが顕著だ。

自民党の会派に正式に所属している(届け出ている)のは、今は3名だ。でもどう見ても日ごろの議会での対応や発言内容から、自民党議員ではないかと思われる議員(私はこれを「隠れ自民」と呼んでい

る)が他に4名いる。それを合計すると全部で7名の大会派だ。

個人的な経験だが、自民党会派長と自認する議員から一昨年連絡をいただいたが、今年はその方は無所属となっている。これなども不可思議な例だ。

隠れ自民の4人はどこに潜んでいるかというと、別の会派名のグループに所属していたり、無所属に入っていたりする(前述のごとく、過去に自民党会派長であった議員もここに属している)。どうもこの関係は固定したものではなく、時々入れ替わったり、出たり入ったりしているようだ。

なぜなのだろうか。推測でしかないが、対外的な思惑や、会派間の利害関係からそのようにしているのだろう。個人的な好悪感情もあるのかもしれない。いちど説明会でも開いてくれれば面白いのだが。

もうひとつ気になることがある。東大和市では一人会派を認めているのだろうか。無所属に3名属しているが、無所属などという会派は無い。この3名が同じ思想やバックボーンを持っているとは思えない。もし一人会派を認めていないのであれば、再考すべきと思うのだが。



※2 ルールについてこのように発言しているこの御仁は、「東大和市子ども・子育て憲章」制定の見直しを求める陳情の扱いを決めた2020年2月21日の議運で、陳情の扱いについて「ルールがないんだから、やっぱりこれはルールを決めてから、今回は駄目なんですよ。ルールを決めてから、やっぱりこれは一本筋が通らないと、これは何でもありですよ。」と発言している。

言っている内容も意味不明だが、認識にも誤りがある。別の議員から5原則(※3)のルールがあるとたしなめられたが、それも理解できないらしく、意味不明のことを言い続けている。

いつもこうなのだろう。この方、今は市議会の長だとか。

※3 この「5原則」、議会運営委員会で内規として定めたもので、陳情について不適当と思われる内容を5つ列挙し、それを「議長預かり」の基準としている(我々の出した陳情もこれを理由として抹殺された。しかも「審査になじまないと認めたもの」という、数で押し切れば何とでもなるというシロモノ)。

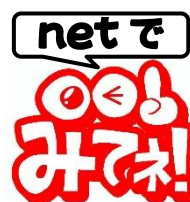
以前、余にべらぼうな数の陳情が寄せられ、それに苦慮した議運がその取り決めを定めたようだが、数が多いからといって、基準を設けてふるいにかけていいものだろうか、疑問である。

ちなみに小金井市では、不適当な表現や内容があったとしても、市民にはそれをマスキングして公表するようにしているようである(議員はその限りではないだろうが、そこまで確かめてはいない)。もう少し工夫が必要なのではないか。

—最終準備書面から—

最終準備書面には、これまで原告が主張してきたものを可能な限り盛り込み、新たな証拠も示した。全文は「自由と人権」HPにアップしておくので、そちらをご覧ください。

本裁判における争点は、上記2点だが、更にひとつだけ触れておきたいことがある。それは当該陳情に対して一定の意図的を疑わせる、市議会、とりわけ議運での対応である。具体的には「7 議運委員



長・市議会議長の責任」に書いておいた。このことは「5 先例との齟齬」とも関連するので、それも含めて、以下に掲載する。

5 先例との齟齬

当該陳情が東大和市議運で不当に取り扱われた前年、2019年（令和元年）には市役所窓口業務委託に関する陳情および学童保育所運営委託に関する陳情が市議会に提出されていた。第10回東大和議運においては、これら業務委託を含む一般会計補正予算案を委員会付託せず本会議で直接審査することを決した後に、前記2つの陳情をそれぞれ総務委員会、厚生文教委員会に付託している（甲28号証「令和元年第10回東大和市議会 議会運営委員会記録」）。

先例に従えば、当該陳情も先の2つの陳情と同様、委員会付託されるはずであった。ところが、当該陳情に限ってはそうにならなかった。2020年（令和2年）第4回東大和市議運においては、市長案を、委員会付託を省略し本会議で直接審査することを先行決定し、いっぽう当該陳情に関しては、委員会付託をせず「議長預かり」としたのである（甲7号証「令和2年2月14日 第2回東大和市議会 議会運営委員会記録」・甲8号「令和2年2月21日 第4回東大和市議会 議会運営委員会記録」）。

上記のごとき対応は、先例に反する処理と言わなければならない。先例に反する処理を行うのであれば、それなりの根拠が必要である。しかし、「東大和市子ども・子育て憲章」に関する市長案先行採決と当該陳情審査、対して、一般会計補正予算案先行採決と業務委託に関する陳情審査との関係性に本質的な違いはない。してみれば、本件は裁量上の逸脱を問われなければならない事案である。

【 中略 】

7 議運委員長・市議会議長の責任

東大和市議運、とりわけ佐竹康彦 議運委員長は、市長案と当該陳情が同じテーマを持っていることを認識しながら（甲7号証「令和2年2月14日第2回東大和市議会 議会運営委員会記録」参照）、市長案を委員会付託せず先行上程することを決定し、当該陳情については市長案採決まで「保留」とした。

すでにこの時点で、当該陳情を委員会付託しないことが、議運委員長・市議会議長により決定されたようなものである。すなわち、市長案が採択されれば、同憲章はすでに決定されたことなので当該陳情は審査の必要なしとして、また市長案が不採択になっても、同憲章が成立しないのだから、当該陳情の趣旨は達せられているので審査の必要はなしとして、いずれにせよ、

葬り去られる筋書きができていたのである。

しかし、市長案がたとえ不採択になったとしても、東大和市当局はそれを無視して同憲章を成立させることは不可能ではないのであるから、当該陳情は市議会において審査されなければならない。また、市長案が採択された場合には、当該陳情の趣旨が「東大和市子ども・子育て憲章」に対する疑義を示しているのであるから、当該陳情が審査されなくてもよいなどという理屈は成り立たないのである。すなわち、本会議での市長案の審査、採択は、当該陳情を委員会付託せず「議長預かり」とする正当な理由とはならないのである。

同規則に従った当該陳情の適正な処理とは、「請願に適合する」当該陳情を「請願書の例により処理」（同規則第 134 条）し、市長案が採択・不採択のいずれの結果になったとしても、「議長は、」陳情文書表の配布とともに、当該陳情を「所管の常任委員会又は、議会運営委員会に付託」（同規則第 130 条）しなければならず、委員会での審査の「終了をまって」（同規則第 37 条）会議に上程することであった。

しかし不当にも、ことは筋書きどおり展開した。この筋書きに関与し、会議規則を反し、裁量権を逸脱して当該陳情を事実上なきものとした佐竹康彦 議運委員長、および中間建二 市議会議長の責任は重大である。

「311 子ども甲状腺がん裁判」への協力と支援を

3.11 から 10 年間。声を上げることのできなかった福島県の小児甲状腺がん患者が、東京電力を訴える裁判にいよいよ立ち上がりました。原告は事故当時 6 歳から 16 歳の男女 6 人。自分たちはなぜ希少な病気である小児甲状腺がんになったのか。差別や偏見を恐れながらも立ち上がった彼らを、さらに孤立させてはなりません。

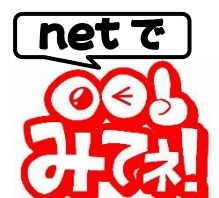
可能な方法でご協力をお願いします。クラウドファンディングも続けられています。1,000 円から支援出ます（右の QR コードからサイトが開きます）。



「ノーモア沖縄戦 命どう宝の会」へ賛同と支援を

中台間の緊張を煽る日米政府による、与那国、石垣、宮古、奄美、馬毛島の島々にミサイル基地や自衛隊駐屯基地を配備し軍事基地化を進めています。ひとたび衝突が起こり、紛争がエスカレートすれば、悲惨なめにあうのはそこに住む人々です。沖縄の人々に、77 年前と同じような戦禍を経験させる企みは、絶対に止めさせなければなりません。

会は、県内の学者やジャーナリストら 20 人が会を立ち上げ、呼び掛け人となっています。ホームページ（右の QR コード）で、賛同人や支援金の募集などを案内しています。支援金は 500 円からです。ぜひともご協力を！



本の紹介コーナー

『朝鮮戦争と日本人 武蔵野と朝鮮人』(クレイン) 五郎丸聖子

わかったつもりになっていた」ことは結構多い。他人のことは言うに及ばず、自分の最も身近であるべき親子・兄弟・夫婦の関係でもそうだ。もっと言えば自分のことすらどれだけわかっているのかと、心もとなくなることもさへある。それでも何食わぬ顔をして生き続けていられるのは、「つもりになっている」か、そんなことは、全く意識しないで過ごしていられるからだろう。

これを社会的に見てみれば、マイノリティー（少数者）に対する偏見と差別、歴的な事実に対する一面方的な理解などになるだろうか。

著者は、朝鮮戦争と日本人、日本と朝鮮戦争・朝鮮人、朝鮮・朝鮮人と武蔵野というステップで歴史の実像に迫っていく。その手法はあくまでも個別的であり、実証的である。出典についてページごとに注釈が付けられ、体裁はまるで研究論文だ。それでいて堅苦しさや、取っつきにくさを感じられないのは、具体的事例から説き起こされているからだろう。それは「肌感覚」というべき、身近な、まるで隣人の歴史を聞いているようでもある。

朝鮮戦争に「参戦」していた日本人がいたことはすでに歴的な事実として知られているが、その戦争に直に関わった人に、体験談を聞くことから本書の記述は始まる。さらに戦後日本での朝鮮人の生活、そして著者が住む武蔵野市の歴史へとその視点は移っていく。

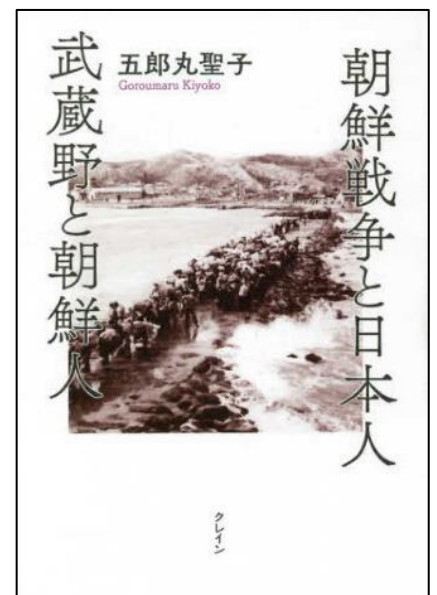
武蔵野市には中島飛行機武蔵製作所という軍需工場があり、その建設や飛行機製造にも多くの朝鮮人が関わっていた。1944 年から翌年にかけて、その工場も空襲の標的となった。敗戦後にも朝鮮人たちの生活はあり、著者の視線はその移ろいを辿っていく。

これらの記述に接することで、私たちが「わかったつもりになっていた」ことが、実は何もわかっていなかったのではないかと、目をそらし続けていたのではないかという思い、これまで当たり前のこととして語られてきた歴史というものが、通り一遍のものでしかなかったのではないかという疑問が生じる。それは自分の足元が崩れていくような不確かさだ。

東大和市にも軍需工場があった。それは中島飛行機武蔵製作所と無縁ではなかったろう。中島飛行機の工場とともに、旧北多摩郡大和村（現在の東大和市）にあったその軍需工場（日立航空機株式会社立川工場）も、敗戦近くの 1945 年 4 月には空襲を受け、壊滅状態となった。

朝鮮・朝鮮人と日本・日本人というテーマをもって朝鮮半島から玄界灘を経て日本へ、そして武蔵野市へとつながる一本の線、その先は東大和にまで延びていたのかもしれない。そう考えると、自分の足元まで不確かさが迫り来るような感覚さへある。

東大和市の図書館も所蔵しており、貸し出しも行っている。



いーたい
ほーだい



♪テンツク、テンツク、テンテン ツクツク、♪天突く、天突く、天、天 突く、突く
コロナ禍で、子育て世帯 10 万円、特別給付は もう出たかい？
クーポンなんかじゃ 役立たぬ 用途限定 迷惑だ。
クーポン作るにゃ、カネかかる。手間もかかれば 時間もかかる。
もてをただせば、そのカネだって、度民が払った、税金だ。
現金給付 主張して、ポイント稼いだ 党派もあった。けれども、マイナ活用を、言ってるようじゃ、
シャシにもならぬ。
人の嘘、手を突っ込こんで、ありがねはぎてる、ぬすっ人マイナ、わかった人から はい、サヨウナウ。

かハリに入れたが、値段は高い、上がらばなしの 天井知らず。
こんなことでは いけないで、思ったことは 無いけれど、ほっときゃ 度民怒ります。
火の粉をかぶる その前に、役人ばらの ご愛敬。ふところ痛まぬ 役人が 元売り会社の商人に
形ばかりのカネ払う。
それでも高騰 止まらない。治まるどころか 青天井。これじゃあ まるで コロナです。
そいやそうだよ、払ったカネは、かハリに値下げに 役立たず。商人 ふところ 肥やすだけ。
キックバックで 政治家に そのカネ流れ ウッハ、ウハ。商人・役人・政治家は、ともに手を組む
ムジナです。
それならいっそ かハリに、たんまり かけてる 税金を、このさい無くすか、下げればいいが、
役人、政治家、商人の、トリプル構造 崩さなければ、絶対やらない、知らんぷり。
度民ばかりが、泣きを見る。
こんな時こそ 役に立つ、現金給付だ、かハリの、値上がり分を 給付しろ！
それでも政府は ほっかぷり。デモだ、一揆だ、革命だ！

度民に出すカネ、渋ります。その一方で 軍事費は 今や 兆、とびまわす、ここでも値上がり、
天井知らず。儲けたカネは どこに行く。トリクルダウンはおこりません。
とかく軍事は カネになる。政治家、役人、商人が、手を組み、向かうは 敵はなし。仮想敵、
作って 軍拡限りなし。カネは力だ、権力だ。お隣さんとの 友好よりは、危機感煽って、武器を買う。
政治家 役人 商人の 利益は同じ、やめられぬ。緊張感こそ 願ったし。
もっとやれやれ、そうすれば、武器は売れるし、カネだって入る。濡れ手にアワの 大儲け。
「戸籍論」など 昔の話。「ハリネズミ論」など あったっけ。今を時めく トシンドは、タカになり果て、
相手をねらう。敵基地攻撃 能力も 軍事は正義だ、守国(暗黒?)だ。維新だ、誠だ、戦争だ！
「安全・安心」の合言葉、度民相手の、殺しの文句、コロッと騙され、武器を持つ。

そんな政治に 踊らされ、無いカネ払う 人民の、知恵を絞った限定給付、軍事費ダメだよ、
非軍事の 限定支払い 税金払い。スワホで決済、アプリもあるよ。今なら入会 登録無料！
IT 使った 構造改革。期間限定、ポイント付くよ。みんなで登録、いたしましょう。
路頭に迷うは、役人、商人。祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響きあり。沙羅双樹の花の色、盛者必
衰の理(ことわり)をあらわす。奢れる政治家も久からず、ただ替の夜の夢のごとし。猛き軍隊もつい
には滅びぬ、ひとえに風の前の千代に、アーメン。
(令和の都に記されたる落首)